

新 旧 対 照 表 地質・土質調査業務共通仕様書

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和5年10月）	新・条文構成（令和6年10月）			
1	第1章 総則	第1章 総則			
2	第102条 用語の定義	第102条 用語の定義			
3	32.「書面」とは、 打合せ簿等の帳票をいい 、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。	32.「書面」とは、 打合せ簿等の帳票をいい 、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。			○
4	第132条 個人情報の取扱い	第132条 個人情報の取扱い			
5	1. 基本的事項	1. 基本的事項			
6	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号） 、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。			○
7	第4章 サウンディング	第4章 サウンディング			
8	第2節 スウェーデン式サウンディング試験	第2節 スクリュウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）			○
9	第5章 原位置試験	第5章 原位置試験			
10	第502条 試験等	第502条 試験等			
11	1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、 JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」 及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。	1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。			○
12	第503条 成果物	第503条 成果物			
13	(4)試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、 JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」 及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。	(4)試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。			○
14	第505条 試験等	第505条 試験等			
15	(1)地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（ 地盤の 平板載荷試験方法）によるものとする。	(1)地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（平板載荷試験方法）によるものとする。			○
16	第515条 成果物	第515条 成果物			
17	(2)試験結果は、地盤工学会記録用紙、 報告書用紙のJGS1614 によるものとする。	(2)試験結果は、地盤工学会記録用紙 1314 によるものとする。			○
18	第8章 物理探査	第8章 物理探査			
19	7. 報告書作成	7. 報告書作成			
20	第802条第 7 項に準じるものとする。	第802条第 8 項に準じるものとする。			○